

地区青少年愛護協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青少年に魅力的で多彩な地域活動の機会と場を提供して青少年の社会参加を促すとともに、家庭・学校・地域社会の連携を深めて地域コミュニティの活性化を図り、青少年健全育成活動を促進することを目的として、地区青少年愛護協議会が青少年健全育成のために実施する事業（以下「青少年健全育成事業」という。）及び当該団体の運営に要する経費の全部又は一部を補助することに関し、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 青少年健全育成事業に要する経費
- (2) 地区青少年愛護協議会の運営に要する経費

(補助金額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において決定する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする地区青少年愛護協議会は、補助金規則第7条の規定により、定められた期日までに交付申請の手続きを行うものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、地区青少年愛護協議会より前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査したうえで、補助金の交付の適否を決定し、その旨を通知するものとする。

(交付時期)

第6条 補助金の交付時期は、補助金規則第16条ただし書きの規定により6月とする。

(実績報告)

第7条 地区青少年愛護協議会は、補助金規則第14条の規定により、定められた期日までに実績報告を行うものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、地区青少年愛護協議会に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、地区青少年愛護協議会は定められた期日までに確定額を超える部分の補助金を市に返還するものとする。

(交付条件)

第9条 補助金の交付に当たっては、あらかじめ教育委員会が生涯学習審議会の意見を聴いて行う。（社会教育法第13条）

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。